

免許管理課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）	第89条第1項	免許の申請の受理				○	○
	第89条第2項	免許申請における質問票の交付				○	○
	第90条第1項第1号	精神病等の病気に係る免許の拒否の決定	○				
		精神病等の病気に係る免許の拒否の執行				○	○
	第90条第1項第1号の2	認知症の判明に係る免許の拒否の決定	○				
		認知症の判明に係る免許の拒否の執行				○	○
	第90条第1項第2号	アルコール中毒等に係る免許の拒否の決定	○				
		アルコール中毒等に係る免許の拒否の執行				○	○
	第90条第1項第3号	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令に違反した場合に係る免許の拒否の決定	○				
		臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令に違反した場合に係る免許の拒否の執行				○	○
	第90条第1項第4号	自動車等の運転に関し、道交法若しくは道交法に基づく命令の規定又は道交法の規定に基づく処分に係る免許の拒否の決定	○				
		自動車等の運転に関し、道交法若しくは道交法に基づく命令の規定又は道交法の				○	○

	規定に基づく処分に係る免許の拒否の執行					
第90条第1項第5号	重大違反唆し等に係る免許の拒否の決定	○				
	重大違反唆し等に係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第1項第6号	道路外致死傷に係る免許の拒否の決定	○				
	道路外致死傷に係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第1項第7号	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令の通知を受けた者に係る免許の拒否の決定	○				
	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令の通知を受けた者に係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第2項第1号	自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものに係る免許の拒否の決定	○				
	自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものに係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第2項第2号	危険運転致死傷罪に当たる行為をしたことに係る免許の拒否の決定	○				
	危険運転致死傷罪に当たる行為をしたことに係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第2項第3号	酒酔い運転、麻薬等運転又は著しい交通の危険を生じさせた妨害運転に係る免許の拒否の決定	○				
	酒酔い運転、麻薬等運転又				○	○

	は著しい交通の危険を生じさせた妨害運転に係る免許の拒否の執行					
第90条第2項第4号	救護義務違反に係る免許の拒否の決定	○				
	救護義務違反に係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第2項第5号	道路外致死傷で故意によるもの、又は危険運転致死傷罪に当たるものに係る免許の拒否の決定	○				
	道路外致死傷で故意によるもの、又は危険運転致死傷罪に当たるものに係る免許の拒否の執行				○	○
第90条第4項	拒否処分に係る弁明及び有利な証拠の提出の機会付与	○				
	拒否処分に係る弁明をなすべき日時、場所及び処分の理由の通知				○	
第90条第5項	第90条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当すると判明したときに係る免許の事後取消しの決定	○				
	第90条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当すると判明したときに係る免許の事後取消しの執行				○	○
第90条第6項	第90条第2項各号のいずれかに該当すると判明したときに係る免許の事後取消しの決定	○				
	第90条第2項各号のいずれかに該当すると判明したときに係る免許の事後取消しの執行				○	○
第90条第7項	拒否処分に係る弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与	○				

	拒否処分に係る弁明をなすべき日時、場所及び処分の理由の通知				○	
第90条第8項	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令				○	
第90条第9項	免許の欠格期間の指定	○				
第90条第10項	免許の欠格期間の指定	○				
第90条第11項	免許の事後取消し処分における被処分者の住所を管轄する公安委員会への通知				○	
第91条	免許の条件の付与及び変更				○	○
第91条の2	申請による免許の条件の付与及び変更				○	○
第92条	免許証の交付				○	○
第93条第1項	免許証の記載事項				○	○
第93条第2項	条件変更に伴う免許証への記載				○	○
第93条の2	免許証の電磁的方法による記録				○	○
第94条第1項	免許証の記載事項の変更届出の受理、免許証への記載及び電磁的方法による記録				○	○
第94条第2項	免許証の再交付申請の受理				○	○
第95条の2第1項	免許を現に受けている者のうち、免許証のみを有する者並びに免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれも有しないものからの個人番号カードへの特定免許情報を記録することの申請の受理				○	○
第95条の2第3項	第95条の2第1項の申請に基づく特定免許情報の個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○

第95条の2第4項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者からの免許証の返納の受理				○	○
第95条の2第5項	免許を現に受けていない者が第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとするときに個人番号カードへの特定免許情報を記録することの申請の受理				○	○
第95条の2第6項	第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとするときに個人番号カードへの特定免許情報を記録することを申請する者からの当該免許証の交付を希望しない旨の申出の受理				○	○
第95条の2第10項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者からの免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消の受理及び抹消				○	○
第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者からの免許証の交付申請の受理及び交付				○	○
第95条の3	免許情報記録個人番号カードを有する者に対して異なる種類の免許を与えるときの免許情報記録個人番号カードに記載された免許情報記録の書換えと条件変更に伴う免許情報記録個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○
第95条の4第1項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対して異なる種類の免許を与えるときの当該免許証の交付及び免許情報記録個人番号カードに記載された免許情報記録の書換え				○	○

第95条の4第2項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対する条件変更に伴う免許証への記載及び免許情報記録個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○
第95条の5第2項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者からの記載事項変更の届出の受理				○	○
第95条の5第4項	国家公安委員会からの免許に関する事務の適正を図るための事項の通報の受理				○	
第97条第1項第1号	運転免許試験（適性）				○	○
第97条の3第1項	運転免許合格決定の取消し	○				
	運転免許試験の停止				○	
第97条の3第2項	運転免許試験の合格取消しの通知				○	
第97条の3第3項	運転免許試験の受験停止期間の指定	○				
第100条の2第4項	再試験の通知				○	
第100条の3第1項	再試験の他の公安委員会への試験移送通知書の送付				○	
第100条の3第3項において準用する第100条の2第4項	再試験の通知				○	
第101条第1項	免許証等の更新申請書の受理				○	○
第101条第3項	免許証等更新連絡書の送付				○	
第101条第4項	免許証等の更新における質問票の交付				○	○
第101条第5項	適性検査の実施				○	○
第101条第6項	免許証等の更新				○	○
第101条第6項後段	経由地公安委員会への免許情報記録個人番号カードの				○	

	有効期間の更新をすべき旨の通知					
	経由地更新申請者の住所地を管轄する公安委員会からの通知の受理及び同通知に基づく免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の書換え				○	
第101条の2第1項	更新期間前における免許証等の更新申請の受理				○	○
第101条の2第2項	更新期間前における免許証等の更新申請を行う者に対する質問票の交付				○	○
第101条の2第3項	更新期間前における免許証等の更新申請を行う者に対する適性検査の実施				○	○
第101条の2第4項	更新期間前における免許証等の更新				○	○
第101条の2の2第1項	経由地更新申請の受理				○	
第101条の2の2第3項	経由地更新申請者からの免許情報記録個人番号カードへの免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出の受理				○	
第101条の2の2第4項	経由地更新申請者に対する適性検査の実施				○	
第101条の2の2第5項	経由地更新申請者の住所地を管轄する公安委員会への経由地更新申請（免許情報記録の書換え申出含む。）及び適性検査結果の通知				○	
第101条の2の2第6項	経由地更新申請者の住所地を管轄する公安委員会への更新時講習受講済みの通知				○	
第101条の2の2第7項	経由地公安委員会が実施した適性検査の結果で更新可能か判断できない場合における当該経由地更新申請者への適性検査の実施及びその旨の通知				○	

第101条の4第2項	認知機能検査の実施				○	
第101条の4第3項	運転技能検査の実施				○	
第101条の4第4項	運転技能検査不合格者に対する措置				○	
第101条の4第5項第1号	70歳以上75歳未満の高齢者講習に係る書面の送付				○	
第101条の4第5項第2号	75歳以上の高齢者講習及び認知機能検査に係る書面の送付				○	
第101条の4第5項第3号	75歳以上の運転技能検査に係る書面の送付				○	
第101条の4の2第1項	更新前免許証の受領及び更新された免許証の交付				○	○
第101条の4の2第2項	個人番号カードへの特定免許情報を記録することを申請する者からの更新免許証の交付を希望しない旨の申出の受理				○	○
第101条の4の2第3項	免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録への有効期間の書換え				○	○
第101条の4の2第4項	経由地更新申請者から返納された免許証の受領				○	
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収				○	○
第101条の6第1項	医師からの届出受理				○	○
第101条の6第2項	免許照会に対する回答				○	
第101条の6第4項	公安委員会への通知				○	
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施				○	○
第101条の7第2項	臨時認知機能検査を行う旨の通知				○	
第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施				○	○

第101条の7第5項	臨時高齢者講習を行う旨の通知				○	
第102条第1項	特定失効者又は特定取消処分者に対する認知機能検査結果に基づく臨時適性検査の実施又は診断書提出命令				○	
第102条第2項	免許更新者に対する認知機能検査結果に基づく臨時適性検査の実施又は診断書提出命令				○	
第102条第3項	臨時認知機能検査結果に基づく臨時適性検査の実施又は診断書提出命令				○	
第102条第4項	免許試験合格者及び免許を受けた者に対する臨時適性検査の実施又は診断書提出命令				○	
第102条第5項	免許を受けた者に対する臨時適性検査の実施				○	
第102条第6項	臨時適性検査の期日、場所、必要事項等の通知				○	
第103条第1項第1号	精神病等の病気に係る免許の取消しの決定	○				
	精神病等の病気に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項第1号の2	認知症の判明に係る免許の取消しの決定	○				
	認知症の判明に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項第2号	目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害に係る免許の取消しの決定	○				
	目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害に係る免許の取消しの執行				○	○

第103条第1項 第3号	アルコール中毒等に係る免許の取消しの決定	○				
	アルコール中毒等に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項 第4号	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令に違反した場合に係る免許の取消しの決定	○				
	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令に違反した場合に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項 第5号	自動車等の運転に関し、道交法若しくは道交法に基づく命令の規定又は道交法の規定に基づく処分に違反したことに係る免許の取消しの決定	○				
	自動車等の運転に関し、道交法若しくは道交法に基づく命令の規定又は道交法の規定に基づく処分に違反したことに係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項 第6号	重大違反唆し等に係る免許の取消しの決定	○				
	重大違反唆し等に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項 第7号	道路外致死傷に係る免許の取消しの決定	○				
	道路外致死傷に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第1項 第8号	道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときの免許の取消しの決定	○				
	道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときの免許の取消しの執行				○	○

第103条第2項 第1号	自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものに係る免許の取消しの決定	○				
	自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものに係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第2項 第2号	危険運転致死傷罪に当たる行為をしたことに係る免許の取消しの決定	○				
	危険運転致死傷罪に当たる行為をしたことに係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第2項 第3号	酒酔い運転、麻薬等運転又は著しい交通の危険を生じさせた妨害運転に係る免許の取消しの決定	○				
	酒酔い運転、麻薬等運転又は著しい交通の危険を生じさせた妨害運転に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第2項 第4号	救護義務違反に係る免許の取消しの決定	○				
	救護義務違反に係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第2項 第5号	道路外致死傷で故意によるもの、又は危険運転致死傷罪に当たるものに係る免許の取消しの決定	○				
	道路外致死傷で故意によるもの、又は危険運転致死傷罪に当たるものに係る免許の取消しの執行				○	○
第103条第3項	処分移送通知書の送付				○	
第103条第4項	処分移送通知書による免許の取消し	○				

第103条第5項 において準用する 第3項	処分移送通知書を受けた者が住所を変更した場合の処分移送通知書の送付				○	
第103条第6項	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令				○	
第103条第7項	免許の欠格期間の指定	○				
第103条第8項	免許の欠格期間の指定	○				
第103条第9項	免許を取り消された者又は免許の効力の停止を受けた者の住所地を管轄する公安委員会への通知				○	
第103条の2第5項	被処分者の住所を管轄する公安委員会への仮停止通知書等の送付				○	
第103条の2第6項	被処分者の住所を管轄する公安委員会への仮停止通知書等の送付				○	
第104条第1項	免許の取消しに係る意見の聴取	○				
	免許の取消しに係る意見の聴取の実施、処分の理由、意見の聴取の期日及び場所の通知、公示				○	
第104条の2第2項	免許の取消しに係る聴聞	○				
	免許の取消しに係る聴聞の実施、処分理由、聴聞の期日及び場所の通知、公示				○	
第104条の2の2第2項	再試験不受験者に対する当該免許の取消し	○				
第104条の2の2第3項	再試験不受験者に対する当該免許の取消し処分における被処分者の住所を管轄する公安委員会への処分移送通知書の送付				○	
第104条の2の2第4項	処分移送通知書による再試験不受験者の免許の取消し	○				
第104条の2の2第5項におい	再度の被処分者の住所を管轄する公安委員会への処				○	

て準用する第3項	分通知書の送付					
第104条の2の2第6項において準用する第104条第1項	意見の聴取の実施及び処分の理由、意見の聴取の期日及び場所の通知、公示				○	
第104条の2の2第7項	免許を取り消された者に対する住所地を管轄する公安委員会への通知				○	
第104条の2の3第3項	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習及び臨時適性検査を受けない場合又は診断書提出命令に違反した場合における免許の取消し	○				
第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項	処分移送通知書の送付				○	
第104条の2の3第5項において準用する第103条第4項	処分移送通知書による免許の取消し	○				
第104条の2の3第5項において準用する第103条第9項	免許を取り消された者の住所地を管轄する公安委員会への通知				○	
第104条の2の3第7項	免許の取消しに係る聴聞の実施、処分の理由、聴聞の期日及び場所の通知、公示				○	
第104条の2の3第8項	臨時適性検査の受検命令又は診断書提出命令に係る免許の取消し等における処分移送通知書を受けた者が他の公安委員会の管轄区域に住所を変更していた場合の処分移送通知書の送付				○	
第104条の2の4第1項	若年運転者講習不受講者に対する特例取得免許の取消し	○				

第104条の2の4第2項	若年運転者講習受講後、若年運転者期間において、道交法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく処分に違反する行為をした基準該当者に対する特例取得免許の取消し	○				
第104条の2の4第3項	被処分者の住所地を管轄する公安委員会への処分移送通知書の送付				○	
第104条の2の4第4項	処分移送通知書による特例取得免許の取消し	○				
第104条の2の4第6項	特例取得免許の取消しに係る意見の聴取	○				
第104条の2の4第7項	被処分者の住所地を管轄する公安委員会への通知				○	
第104条の3第1項	免許の取消しに係る書面の交付				○	
第104条の4第1項	免許の取消し申請の受理				○	○
第104条の4第2項	申請による免許の取消し				○	○
第104条の4第3項	申出に係る免許の付与				○	○
第105条の2第1項	運転経歴証明書の申請の受理				○	○
第105条の2第2項	運転経歴証明書の交付				○	○
第105条の2第3項	運転経歴情報の個人番号カードへの記録の申請の受理				○	○
第105条の2第4項	運転経歴情報の個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○
第106条	国家公安委員会への報告				○	
第106条の3第1項	取消し、失効、有効期間満了等により返納された免許証の受領				○	

第106条の3第2項	一部免許取消し者への他の種類の免許証の交付				○	○
第106条の3第3項	一部免許取消し者からの個人番号カードへの他の種類の特定免許情報を記録することの申請の受理及び個人番号カードへの他の種類の特定免許情報を記録することを申請した一部取消し者からの免許証の交付を希望しない旨の申出の受理				○	○
第106条の3第4項	免許の効力が停止した免許証の受理				○	○
第106条の3第5項	免許の効力停止期間満了または解除における免許証の返還				○	○
第106条の4第1項	取消し、失効、効力停止又は有効期間満了における免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消				○	○
第106条の4第2項	一部免許取消し者の免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の書換え				○	○
第106条の5	再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しにおいて、免許証を返納し、かつ、免許情報記録個人番号カードを提示した場合の他の種類の免許証の交付及び免許情報記録の書換え				○	○
第107条において読み替えて適用する第101条の4の2第3項	更新した旨を証する書面の交付				○	○
第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収				○	○
第107条の4第1項	国際運転免許証等を所持する者に対する臨時適性検査の実施、臨時適性検査の期				○	

	日、場所その他必要事項の通知					
第107条の5第1項	国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止の決定	○				
第107条の5第2項	国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止期間の決定 [*]	○				
第107条の5第4項	運転の禁止に係る意見の聴取	○				
	運転の禁止に係る意見の聴取の実施、処分の理由、意見聴取の期日及び場所の通知、公示				○	
	運転の禁止に係る聴聞	○				
	運転の禁止に係る聴聞の実施、処分の理由、聴聞の期日及び場所の通知、公示				○	
第107条の5第5項	提出された国際運転免許証の受理				○	○
第107条の5第6項	国際運転免許証の返還の請求の受理と返還				○	○
第107条の5第7項において準用する第103条第4項	再入国時の提出された国際運転免許証の受理				○	○
第107条の5第7項において準用する第6項	再入国時提出された国際運転免許証の返還の請求の受理と返還				○	○
第107条の5第7項において準用する第103条の2第1項	再入国時提出された国際運転免許証の返還の請求の受理と返還				○	○
第107条の5第8項	国際運転免許証等への運転禁止処分に係る事項の記載				○	
第107条の5第9項において準用する第103条第3項	被処分者の住所を管轄する公安委員会への通知				○	

第107条の5第9項において準用する第103条第4項	処分移送通知書による運転禁止	○				
第107条の5第9項において準用する第103条第5項	処分移送通知書を受けた者が住所を変更した場合の処分移送通知書の送付				○	
第107条の5第9項において準用する第103条第9項	運転禁止の処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会への通知				○	
第107条の5第10項において準用する第103条の2第6項	被処分者の住所を管轄する公安委員会への仮禁止通知書等の送付				○	
第107条の5第11項において準用する第104条の3第1項	自動車等の運転の禁止に係る書面の交付				○	
第107条の6	自動車等の運転禁止等の報告				○	
第107条の7第2項	国外運転免許証の申請の受理				○	
第107条の7第3項	自動車等の種類の指定及び国外運転免許証の交付				○	○
第107条の10第1項	返納された国外運転免許証の受理				○	○
第107条の10第2項	提出された国外運転免許証の受理				○	○
第107条の10第3項	国外運転免許証の返還請求の受理及び返還				○	○
第108条	免許関係事務の委託				○	
第108条の2第1項第3号	停止処分者講習の実施				○	
第108条の2第1項第10号	初心運転者講習の実施				○	

第108条の2第1項第11号	優良運転者、一般運転者、違反運転者等講習の実施				○	
第108条の2第1項第12号	高齢者講習の実施				○	
第108条の2第1項第13号	違反者講習の実施				○	
第108条の2第1項第14号	若年運転者講習の実施				○	
第108条の2第2項	特定任意講習の実施				○	
第108条の2第3項	講習の委託				○	
第108条の3第1項	初心運転者講習の通知				○	
第108条の3の2	違反者講習の通知				○	
第108条の3の3	若年運転者講習の通知				○	
第108条の4第1項	指定講習機関の指定申請の受理及び指定		○			
第108条の4第2項						
第108条の5第3項	運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任の命令		○			
第108条の6第1項	講習業務規程（変更）の認可申請の受理及び認可				○	
第108条の8第1項	指定講習機関に対する適合の命令		○			
第108条の8第2項	指定講習機関に対する監督上の必要な命令		○			
第108条の9	指定講習機関の検査、報告又は資料提出の要求				○	
第108条の10	指定講習機関の休廃止（一部休廃止を含む。）許可申請の受理				○	
第108条の11第1項	指定講習機関の指定の取消し	○				

	第108条の11第2項	指定講習機関の指定の取消し	○				
	第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定		○			
		運転免許取得者等教育の認定申請の受理				○	
	第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育の認定に関する公示				○	
	第108条の32の2第5項	運転免許取得者等教育の認定の取消し	○				
	第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定		○			
		運転免許取得者等検査の認定申請の受理				○	
	第108条の32の3第2項	運転免許取得者等検査の認定に関する公示				○	
	第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項	運転免許取得者等検査の認定の取消し	○				
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第33条の6の2第6号	免許証等の更新を受けることができなかったやむを得ない理由の認定				○	
	第40条の2第2号	免許関係事務委託に係る公示				○	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第18条の3	免許の拒否等に係る通知				○	
	第18条の5	限定解除審査申請書の受理				○	○
	第18条の6	道交法第91条の2の規定による申請により付されたサポートカー限定条件の解除又は変更に係る審査				○	○
	第21条第1項第4号	免許証の再交付申請要件の認定				○	○
	第26条の3第2項	認知機能検査結果通知書の交付				○	
	第26条の5第6項	運転技能検査受検結果証明書の交付				○	

第30条の9第4項	申請による運転免許の取消通知書の交付				○	○
第30条の10	運転経歴証明書の記載事項の変更				○	○
第30条の11	運転経歴証明書の再交付				○	○
第30条の11第1項第5号	運転経歴証明書の再交付申請要件の認定				○	○
第30条の12	運転経歴証明書の返納の受理				○	○
第30条の15	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更				○	○
第30条の16	運転経歴情報の抹消				○	○
第31条の4の7	免許関係事務委託法人の認定基準の定め	○				
	免許関係事務委託法人の認定				○	
第37条の2の2第2項	国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に対する措置命令書の交付				○	
第38条第17項	講習終了証明書の交付				○	
第38条の2	特定任意講習終了証明書等の交付				○	
第38条の3	講習委託機関の認定基準の定め	○				
	講習委託機関の認定				○	
第38条の4の6第1項	運転免許取得者等教育を行う者に対する定期報告書の提出の要求				○	
第38条の4の6第2項	運転免許取得者等教育を行う者に対する必要な報告又は資料提出の要求				○	
第38条の4の7において準用する第38条の4の6	運転免許取得者等検査を行う者に対する定期報告書の提出の要求				○	
	運転免許取得者等検査を行う者に対する必要な報告又は資料提出の要求				○	

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）	第4条の2	講習指導員の承認				○	
	第6条第1項	講習の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導				○	
	第6条第2項	受託者に対する必要な報告及び資料の提出の請求並びに講習の状況の調査				○	
	第7条	講習の委託の解除				○	
運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程（昭和40年鹿児島県公安委員会規程第2号）	第15条	講習委託に係る報告の受理				○	
運転免許の取消し等に必要な資料を提供した医師に対する協力謝金交付規程（昭和42年鹿児島県公安委員会規程第2号）	第2条	協力謝金の交付				○	
運転免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）	第6条	講習指導員の承認				○	
	第10条第1項	講習の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導				○	
	第10条第2項	受託者に対する必要な報告及び資料の提出の請求並びに講習の状況の調査				○	
	第12条第1項第1号	講習結果報告				○	
	第12条第1項第2号	講習指導員の運転免許取消し又は効力停止処分の報告				○	
	第12条第1項第3号	不適切指導員の報告				○	
指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）	第3条	指定の公示				○	
	第4条第1項	名称等の変更届出の受理				○	
	第4条第2項	変更事項の公示				○	
	第4条第3項	書類内容の変更の届出				○	
	第5条第5号	運転適性指導員の資格審査				○	

	第7条第1項第5号	運転習熟指導員の資格審査				○	
	第9条第1項	講習業務規程認可申請書の受理				○	
	第9条第2項	講習業務規程変更認可申請書の受理				○	
	第11条	講習結果報告書の受理				○	
	第13条	事業報告書等の受理				○	
	第14条第1項	特定講習の休廃止の許可申請書の受理				○	
	第14条第2項	特定講習の休止又は廃止（一部休廃止を含む。）の公示				○	
	第15条	指定取消しの公示				○	
運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第1号ロ	認知機能検査員の審査及び講習の実施				○	
	第4条第2項第2号ニ	運転技能検査員の審査及び講習の実施				○	
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第3条	主宰者の指名		○			
	第4条第2項	主宰者の再指名		○			
	第5条第1項	代理人の氏名等委任書の提出の指示				○	
	第5条第2項	代理人の資格喪失届の提出の指示				○	
	第6条第1項	補佐する者の氏名等が記載された書面の提出の指示				○	
	第6条第2項	補佐人の出頭許可				○	
	第6条第3項	当事者、代理人への通知				○	
	第7条	意見聴取の通知				○	
	第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更				○	
	第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示				○	
	第14条第2項	弁明録取者の指名				○	
	第17条第1項において準用する第5条第1項	代理人の氏名等委任書の提出の指示				○	

	第17条第 1 項において準用する第 5 条第 2 項	代理人資格喪失届提出の指示				○	
	第17条第 2 項において準用する第 6 条第 1 項	補佐する者の氏名等が記載された書面の提出の指示				○	
	第17条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項	補佐人の出頭許可				○	
	第17条第 2 項において準用する第 6 条第 3 項	当事者・代理人への通知				○	
	第17条第 2 項において準用する第 8 条第 1 項	弁明の日時又は場所の変更				○	
違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）	第 7 条	講習の期日及び場所の指定				○	
	第10条	講習受講申込書の受理				○	
	第11条	他の公安委員会への違反者講習移送通知書等の送付				○	
	第14条	講習指導員の承認				○	
	第17条	講習の結果の報告				○	
	第18条第 1 項	講習の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導				○	
認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）	第 6 条	講習の期日及び場所の指定				○	
	第 7 条	認知機能検査員講習受講申込書の受理				○	
	第 8 条	終了証の交付				○	
	第 3 条	講習受講申込書の受理				○	
高齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）	第 3 条の 2	講習指導員の承認				○	
	第 5 条	講習結果の報告の受理				○	
	第 6 条第 1 項	講習の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導監督				○	

	第 6 条第 2 項	受託者に対する必要な報告、資料の提出請求及び講習状況調査				○	
運転技能検査の実施に関する規則（令和 4 年鹿児島県公安委員会規則第 5 号）	第 2 条	運転技能検査受検申込書の受理				○	
	第 3 条	検査員の承認				○	
	第10条	検査結果の報告の受理				○	
	第11条第 1 項	検査の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導監督				○	
	第11条第 2 項	受託者に対する必要な報告及び資料提出の請求並びに検査状況の調査				○	
一般特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）	第 4 条第 1 項	一般特定任意講習受講団体申請の受理				○	
	第 4 条第 2 項	一般特定任意講習受講申込書の受理				○	
	第 4 条第 3 項	特定任意講習終了証明書の交付				○	
	第 5 条	講習指導員の承認				○	
	第 7 条第 1 号	一般特定任意講習実施予定報告書の受理				○	
	第 7 条第 2 号	一般特定任意講習実施結果報告書の受理				○	
	第 8 条第 1 項	講習の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導				○	
	第 8 条第 2 項	受託者に対する必要な報告及び資料の提出の請求並びに講習の状況の調査				○	
認知機能検査の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第17号）	第 3 条	検査の受検申込書の受理				○	
	第 4 条	検査結果の通知				○	
	第 5 条	検査員の承認				○	
	第 7 条	検査結果の報告の受理				○	
	第 8 条第 1 項	検査の内容及び方法の確認並びに受託者に対する指導監督				○	

	第 8 条 第 2 項	受託者に対する必要な報告及び資料提出の請求並びに検査状況の調査				○	
鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）	第26条	道交法第91条及び第91条の2の規定により付された条件（自動車等の種類の限定を除く。）解除又は変更				○	○
初心運転者講習の実施に関する規則（平成2年鹿児島県公安委員会規則第10号）	第10条第1項	指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等の通知				○	
	第10条第2項	取消通知書の交付				○	
	第10条第3項	指定講習機関の取消しの公示				○	
	第11条第2項	初心運転者講習予定者の通知				○	
	第11条第3項	初心運転者講習対象者の移送通知				○	
	第11条第4項	初心運転者講習の中止の通知				○	
	第12条	講習申出書の受理				○	
	第17条第1号	講習結果の報告の受理				○	
	第17条第2号	講習指導員の運転免許取消し又は効力停止処分の報告の受理				○	
	第17条第3号	不適切指導員の報告の受理				○	
若年運転者講習の実施に関する規則（令和4年鹿児島県公安委員会規則第6号）	第11条第1項	指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等の通知				○	
	第11条第2項	取消通知書の交付				○	
	第11条第3項	指定講習機関の指定の取消しの公示				○	
	第12条第2項	若年運転者講習受講予定者の通知				○	
	第12条第3項	若年運転者講習対象者の移送通知				○	
	第13条	講習の申出の受理				○	
	第18条第1号	講習結果の報告の受理				○	

	第18条第2号	講習指導員の運転免許取消し又は効力停止処分の報告の受理				○	
	第18条第3号	不適切指導員の報告の受理				○	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1号イ(3)	運転免許取得者等教育に関し講習指導員資格者等と同等以上の技能及び知識を有する者の認定				○	
	第4条第2項第4号	運転免許取得者等教育の指定申請の受理				○	
		運転免許取得者等教育の指定				○	
	第7条第1項	認定教育実施者の名称等の変更届出の受理				○	
	第7条第2項	認定教育実施者の名称等の変更の公示				○	
	第7条第3項	運転免許取得者等教育の認定申請書添付書類の変更届の受理				○	
	第12条	運転免許取得者等教育の認定取消しの公示				○	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第4条第1項第4号	運転免許取得者等検査の指定申請の受理				○	
		運転免許取得者等検査の指定				○	
	第8条第1項	認定検査実施者の名称等の変更届出の受理				○	
	第8条第2項	認定検査実施者の名称等の変更の公示				○	
	第8条第3項	運転免許取得者等検査の認定申請書添付書類の変更届の受理				○	
	第13条	運転免許取得者等検査の認定の取消しの公示				○	